

「IP 防犯ネット」情報 Vol.62 ～「子ども110番の家」について～

平成 24 年 5 月 8 日
石川県警察本部
生活安全企画課



この看板を
見かけたことありませんか？



「子ども110番の家」とは？

子どもが不審者から『声掛け・痴漢・つきまとい行為』などの身の危険を感じた時に、助けを求めて逃げ込むことができる緊急避難場所です。

通学路周辺などの民家・商店・事業所等に通常在宅（所）している皆さんに、警察が**子どもの保護**と**110番通報**などの協力をお願いするものです。

また、急病・ケガ・トイレ等の**急な困りごと**にも対処してくれます。
(県内には、平成24年3月末現在 約5,500軒あります)

《怖い目にあった時》

(事件の疑いがある)

- 知らない人に
 - ・声をかけられた
 - ・車に乗せられそうになった
 - ・追いかけられた
 - ・痴漢にあった
- 友達が被害にあった 等

《困った時》

(事件ではない)

- 道に迷った
- お腹が急に痛くなった
- ケガをした
- トイレを借りたい
- 自転車がパンクした
- 水を飲ませて欲しい 等

子ども
110番

子どもの保護

- ・警察官到着までの安全な保護
- ・負傷している場合、救急車の要請

110番通報



援助活動

- ・保護者、学校等への連絡
- ・場所、電話の提供
- ・病気、負傷の介護
- ・状況に応じて110番、119番をする

保護者の皆様へ

中学生以下を対象にした不審者の声かけ、連れ去り未遂、暴行事件が増えています。地域、学校、家庭が一丸となって子どもたちを守りましょう。

- お子様の**通学路**やよく通る道にある「**子ども110番の家**」を、**お子様と一緒に歩いて確認して下さい。**

それと同時に、被害にあわないための防犯対策についても、ご家庭で話し合しましょう！

(「IP 防犯ネット」情報 Vol.12、55 もご参考にしてください。)

